

Grassley 議員ら、USPTO の料金設定権限の延長を求める「USPTO Funds for Efficient and Effective Services Act」を上院に上程

2018 年 9 月 21 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

Chuck Grassley 議員（アイオワ州選出、共和党）、Dianne Feinstein 議員（カリフォルニア州選出、民主党）、Christopher Coons 議員（デラウェア州選出、民主党）および Orrin G. Hatch 議員（ユタ州選出、共和党）は 9 月 6 日、米国特許商標庁（USPTO）の手数料設定・調整権限の延長を提案する法案「USPTO Funds for Efficient and Effective Services Act」¹（略称：USPTO FEES Act、法案番号：S. 3416）を共同で上院に上程した²。

具体的には、リーヒ・スミス米国発明法（AIA）第 10 条(i)(2)を以下のように改正するよう提案している。

現行条文：

AIA 第 10 条(a)に基づき長官が手数料を設定または調整する権限は本法制定日から 7 年後に終了する。

改正案：

AIA 第 10 条(a)に基づき長官が手数料を設定または調整する権限は「USPTO FEES Act」制定日から 8 年後に終了する。

なお、AIA は 2011 年 9 月 16 日に制定されたため、USPTO の手数料設定・調整権限は 2018 年 9 月 16 日に終了している。

また、本法案の審議日程は現時点では発表されていない。

（以上）

¹ <https://www.congress.gov/115/bills/s3416/BILLS-115s3416is.pdf>

² この法案は、USPTO の手数料設定・調整権限の延長以外の規定は含まれていない。